

第1回門真市国民健康保険保健指導等業務委託事業者選定委員会議事録

開催日時 令和6年4月9日(火) 午前10時00分から

開催場所 門真市役所 第8会議室

出席者 出席人数5人／全5人中

【事務局（司会）】

定刻になりましたので、只今から第1回門真市国民健康保険保健指導等業務委託事業者選定委員会を開催します。私は、司会を務めます健康保険課の川口と申します。よろしくお願いいたします。まず初めに本日出席の委員は、5名中5名の方が出席いただいております、過半数以上出席されていますので本選定委員会は成立しておりますことを御報告いたします。また本選定委員会につきましては、議事録作成のため、録音いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日、皆さまにデータにて共有させていただいております資料の確認をいたします。資料の右上に資料番号をふっております、

資料1「次第」

資料2「委員名簿」

資料3「座席表」

資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」

資料5「門真市情報公開条例（抜粋）」

資料6「門真市国民健康保険保健指導等業務委託事業者選定委員会設置要領」

資料7「門真市国民健康保険保健指導等業務委託募集要領（案）」

資料8「門真市国民健康保険保健指導等業務委託プロポーザル評価基準（案）」

資料9「門真市国民健康保険保健指導等業務委託仕様書（案）」

以上9点でございます。

資料の不備等ございませんでしょうか。

それでは、ここで本委員会の委員長、副委員長、並びに委員の方々を御紹介いたします。資料6の門真市国民健康保険保健指導等業務委託事業者選定委員会設置要領第3条第2項の規定により、委員長には吉井保健福祉部長、副委員長には高田保健福祉部次長をお願いしております。続きまして委員の御紹介をいたします。藤井福祉政策課参事、笹井健康増進課長、十河健康保険課長の皆さまです。よろしくお願いいたします。

続きまして、委員会の開催にあたりまして、吉井委員長よりご挨拶を申し上げます。吉井委員長よろしくお願いいたします。

【吉井委員長】

ただいま、事務局よりご紹介いただきました吉井でございます。本日は本選定委員会に御参集いただきましてありがとうございます。

さて、近年の国民健康保険を取り巻く環境としましては、少子高齢化をはじめ就業構造の変化などによる社会経済情勢が大きく変化する中で、環境の変化に的確に対応した様々な取組みが各自治体に求められております。本市の国民健康保険事業に目を向けますと、保険料収納率向上などのさまざまな取組みにより令和2年度には、長年の課題でありました累積赤字を解消することができましたものの、年々増加傾向にある一人あたりの医療費をはじめ、後期高齢者人口を背景とした事業費納付金の増額等により、令和5年度においては、単年度収支が赤字となる見込みで、今後の財政状況は予断を許さないものとなっています。

そのような状況にあって、保健指導業務は、被保険者の健康寿命の延伸に寄与するとともに、医療費適正化にも大きく貢献する極めて重要な業務となります。

このことから、この業務に対して、民間の創意工夫、また、ノウハウを活用し保健指導業務を効率的に進めていくためにプロポーザル方式により受託業者を選定す

る運びとなっております。各委員の皆さまにおかれましては何卒御協力賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが就任のあいさつといたします。

それでは、早速ではございますが、中身に移らせていただきます。次第の案件1、会議の公開・非公開の決定について、事務局から説明願います。

【事務局（説明）】

本委員会の公開・非公開についてですが、本委員会は、資料6の選定委員会設置要領第2条に基づき、選定基準に基づく委託事業者の選定に関することが主な内容となっており、これらの内容は、今後予定している企業が申請してくるアイデア等の技術情報や信用情報に係る機密内容等を取り扱うことから、当該法人の競走上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れのあるものにあたり、これらは資料5の「門真市情報公開条例」の第6条第1項第2号の不開示情報に該当しますので、資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」の第3条により、非公開とすることが適当であると考えております。

このことについて、御検討をお願いしたいと思います。

【吉井委員長】

ただいま、事務局から会議を非公開としたいとの提案がありましたが、他の委員の皆さまは、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【吉井委員長】

それでは、事務局の提案どおり、本委員会の会議は非公開といたします。

続きまして、案件２に進みます。門真市国民健康保険保健指導等業務委託募集要領（案）の説明について説明願います。

【事務局（説明）】

資料３をお願いいたします。門真市国民健康保険保健指導等業務委託募集要領（案）について御説明申し上げます。

本募集要領は、民間事業者が、公募型プロポーザル方式に参加するにあたり、必要な事項、参加申込方法等を定めたものであります。公募型プロポーザル方式の全体の流れとしましては、公募型プロポーザル方式実施の公告を行い、参加事業者を募集し、参加事業者から提出される企画提案書及び参加事業者が実施するプレゼンテーションをもとに、本委員会で評価していただき、受託候補者を決定していただくものとなっております。それでは、募集要領の内容の説明に移ります。

まず、１事業の趣旨・目的でございます。「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、被保険者が自らの健康状態を自覚し、メタボリックシンドロームの要因となる生活習慣の改善に向け、特定保健指導を実施するとともに、実施率向上のため特定保健指導の未利用者勧奨を行うこと。

加えて、被保険者の健康保持増進を図るため、本市が策定した第３期データヘルス計画に基づき、高血圧・糖尿病・脂質異常症及び糖尿病性腎症の重症化のおそれのある者に医療機関への受診勧奨等を行うこと、としております。

続きまして２業務概要でございます。本業務における委託名は、門真市国民健康保険保健指導等業務委託、委託内容は、別紙資料９の門真市国民健康保険保健指導等業務委託仕様書のとおりとしております。また委託期間は契約締結日から令和１０年３月３１日まで、実施場所は、門真市役所、門真市保健福祉センター、門真市南部市民センターなどとなっており、受注者において実施場所を確保する場合は個人情報に留意した場所としております。提案限度価格につきましては、税込み４，

242万4,415円と設定しております。

3 参加資格でございます。公募型プロポーザル方式に参加するにあたり必要な資格を規定しております参加資格のうち、主なものとしまして、(6)本市の令和6年度一般委託入札参加資格者名簿に業種「医療・福祉関連業務」で登録してある業者であること。(7)の受託実績として、国若しくは他の地方公共団体と同種業務の実績があること、としております。

次に、4 参加手続きから9 契約手続きについては、公募型プロポーザル方式の実施スケジュールを記載させていただいております。スケジュール案としましては、公告を4月16日に行い、5月13日まで参加業者を募集し、参加申込をした業者のプレゼンテーション及び受託者の審査を下旬頃に実施、契約締結を令和6年6月初旬頃と設定させていただいております。また、具体的なプレゼンテーション及び受託者の審査の日程につきましては、11 その他のスケジュールにお示ししておりますのでよろしくお願いいたします。募集要領の説明につきましては以上でございます。

【吉井委員長】

ただいま事務局より、募集要領について説明がありました。どなたか御意見等はありませんでしょうか。

【委員】

委託期間が前回に比べ長期になっていますが、この理由は何でしょうか。

【事務局】

もともと特定保健指導の契約は、2年間の債務負担を組んでおりました。特定健診の結果をもとに特定保健指導対象者が抽出されるため、受診日によっては、年度をまたぐこともあり、経年的に結果を見るということも考え、今回の委託期間は4

年間とするものです。

【委員】

特定健康保険指導、未受診者勧奨等をまとめて発注するメリットはどのようなものがありますか。

【事務局】

未受診者勧奨は特定保健指導とまとめて発注はしておらず、特定保健指導と重症化予防を令和3年度から一本化しております。まとめて公告を行う業務は、同等のスキルが必要となる業務であり、すべての業務を1つの業者でトータル的に管理することで適正な運用を図ることができるメリットがあると考えております。

【吉井委員長】

それでは、いろいろと意見がありましたが、募集要領の内容について、事務局案のとおり採用いたしますが、委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【吉井委員長】

募集要領につきまして、採用することといたします。

それでは次の案件に進みます。案件3 保健指導等業務委託受託者の評価基準(案)について、を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

案件(3)の保健指導等業務委託受託者の評価基準（案）について、でございます。

資料 8 「門真市国民健康保険保健指導等業務委託プロポーザル評価基準（案）」をご覧ください。本評価基準の審査及び評価につきましては、門真市国民健康保険保健指導等業務委託事業者選定委員会において、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な委託事業者を選定するため、プロポーザル参加者の企画提案書類を受け、プレゼンテーションを実施し、評価基準に基づき総合的に審査及び評価を行うこととしております。選定方法につきましては、(1)選定委員は、委託事業者が提出した企画提案書の内容について、次ページにあります「評価基準表」に基づき、提案者ごとに採点を行うこととしております。また、(2)「評価基準表」の評価項目ごとに採点し、合計点数の満点は 100 点としております。(3)「提案評価点」の算出方法としては、「評価基準表」に基づき、5 段階評価とし、各段階の配点は(5)のとおりとしております。なお、総合点は、各委員の得点を合計したものとしております。

(4)総合点が一番高い提案者を受注候補者といたします。また、次席としては、2 番目に点数の高かった提案者といたします。なお、最高評価点者が 2 人以上あるとき（同点のとき）は、選定委員会で協議の上、理由を付して 1 者に選定いたします。ただし、総合点が満点の 6 割に満たない者は受注候補者として選定いたしません。

なお、最高評価点者が複数の場合は、次の順で優位に評価するものといたします。

- 1 【評価項目①】「企画提案項目」における合計得点が高い者
- 2 提案価格が低い者

(5)「提案評価点」の算出方法としては、「評価基準表」に基づき、5 段階評価とし、各段階の配点は次表のとおりといたします。

例えば、10 点満点の項目で、非常に優れた提案と評価する場合は 10 点を、標準的な提案と評価する場合は 6 点を、5 点満点の項目で非常に優れた提案と評価する場合は 5 点を、標準的な提案と評価する場合は 3 点と採点するものです。

評価基準の説明は以上です。

【吉井委員長】

ただいま事務局より、門真市国民健康保険保健指導等業務委託プロポーザル評価基準（案）について説明がありました。どなたか御意見等はございませんでしょうか。

【委員】

評価基準における評価項目②会社概要、受託実績についての基準はどういったものが考えられるでしょうか。

【事務局】

会社概要における基準は2点あり、①会社の規模に関しては従業者数と資本金によって判断を行うことを想定しています。具体的には、サービス業の場合、従業者数100人以下でかつ資本金が5,000万円未満の規模であれば、中小企業となるため、標準的な評価となると想定されること。また、②経営状況については、直近決算で赤字が出ていないか、損益計算書の当期純利益が出ているかどうか、また、黒字であっても黒字倒産とならないかを確認するため、貸借対照表の自己資本比率が全産業の平均43.4%をどれだけ上回っているかで確認することなどが考えられます。

【委員】

受託実績については、どのような評価基準が考えられるでしょうか。

【委員】

令和2年度以降の同種業務の実績があるかが、参加資格であり、また、同種業務で

あっても、受託件数、受託金額、人口規模によって評価が変わるものと考えます。

【吉井委員長】

会社概要、受託実績は委員によって評価がわかれると公平な評価とならないため、事務局で一定の基準を示し、委員で評価することとしたいが、委員の皆様、どうでしょうか。

【委員】

意義なし

【吉井委員長】

評価基準（案）の２（４）の表記について、評価基準（案）の表記の場合は、最高評価点者が２者以上あるとき、選定委員会で協議の上、理由を付して１者に選定するとあり、後段において、なお、最高評価点者が複数の場合に１、２の順で優位に評価するとあり、選定委員会で協議し受注候補者を決定するのが先なのか、１、２の順で決定するのが先なのか内容が不明確です。１、２で先に候補者を選定し、それでも決定しない場合に、選定委員会で協議して受注候補者を決定することが良いと考えますがどうでしょうか。

【事務局】

事務局案としても、１、２の順で評価を行ってもなお、受注候補者が選定されない場合に選定委員会で協議し理由を付して１者に選定することを想定した表記をしたが、表記が不明瞭であるため、当該表記については、委員ご指摘のとおり、修正いたします。

【吉井委員長】

それでは、いろいろと意見がありましたが、評価基準の内容についてご指摘のあった修正箇所を修正のうえ採用といたします。委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【吉井委員長】

それでは、評価基準につきまして、採用することといたします。

続きまして案件4その他でございますが、皆様方から何かご意見等ございますでしょうか。どんなことでも結構です。

【委員】

なし

【吉井委員長】

無ければ、事務局、次回の第2回選定委員会の説明をお願いします。

【事務局（司会）】

今後のスケジュールについて事務局から説明させていただきます。まず、本日も審議いただいた評価基準については、先ほどのご意見のとおり修正を加え、委員の皆様を確認をいただきます。また、採用いただいた募集要領及び修正後の評価基準で4月16日（火）に公告を行い、募集要領等に関する質問を5月1日（水）まで受け付けします。質問に対する回答期限は5月7日（火）までとしています。その後、5月13日（月）まで参加業者を公募したのち、5月下旬に企画提案書の概要、提案

書に対する評価、参加業者によるプレゼンテーション及び受託候補者の選定について、を審査事項とする第2回審査委員会を5月27日（月）と、5月28日（火）に開催する予定でございます。その際の日程調整につきましては、後日改めて調整させていただきたく考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

【吉井委員長】

それでは、次回審査会の開催予定ですが、後日、改めて日程調整を行い、通知しますので、御参集をお願い申し上げます。

以上を持ちまして、第1回門真市国民健康保険保健指導等業務委託事業者選定委員会を終了といたします。本日は長時間にわたり御協力ありがとうございました。